



学校生活及び寄宿舎生活における健康管理

鏡が丘特別支援学校

1. 学校からご家庭への連絡について（ご相談と早退をお願いする場合）

（１）発熱について

平熱よりも1℃以上高い場合や、37.5℃以上の発熱を目安とします。

（こもり熱等もあるため、衣類調整・水分補給等行い30分程経過をみながら相談していきます。）

（２）けいれん発作について

いつもより発作の回数が多い、時間が長い等。

（３）感染症の疑いがある場合（別紙参照：「学校において予防すべき感染症」）

ご家庭へ連絡し、病院受診等をすすめることもあります。

※ 保護者の方がお迎えになれない場合、代理人、保証人等によるお迎えをお願いします。

（基本的に体調が悪い場合には、デイサービス等引き継ぐことはできません。）

※ 緊急の対応にならないよう、早めのご相談や対応を行います。すぐに緊急連絡先等に連絡がとれますよう、ご協力をお願いします。お迎えの必要な場合もご理解の程よろしくをお願いします。

2. 学校における薬の取り扱いについて

（１）学校で薬を使用する必要がある、医師の処方を受けて保護者から薬の介助の依頼があった場合に、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。（原則として市販薬は学校で使用することができません）

（２）熱を下げるための解熱剤（内服・坐薬）は使用できません。

（３）薬を依頼する場合は、自宅で服用させ、副作用の有無等の十分な観察を行った後に依頼して下さい。

（４）薬の種類や用量、使用方法に変更があった場合は、その都度依頼書を提出して下さい。

（５）教職員の介助を必要としない場合であっても、児童生徒が学校で薬を服用、所持する場合は、保健室に薬の説明書コピーを提出して下さい。

（６）緊急時薬（抗てんかん坐薬等）については主治医の指示書をもとに預かり、使用していきます。

使用する際には指示書の通りに使用、保護者に連絡します。坐薬等の緊急時薬使用後は早退となりますので、保護者によるお迎えをお願いします。

※ 夜間、坐薬を使用した場合は5～6時間経過を見て体調に問題がないことを確認してから登校させて下さい。

必要な提出書類

	薬 の 例	提 出 書 類
① 定時薬	抗てんかん薬、抗アレルギー薬、喘息薬、抗精神薬等、毎日定時に使用する薬	薬の与薬・服薬介助依頼書（様式1） 薬の説明書のコピー
② 臨時・とん服薬	かぜ薬や、目薬、塗り薬など、短期的にその症状が軽減されるまで使用する薬。症状がひどい時に飲む頓服薬も含む（鎮痛薬等）。	薬の与薬・服薬介助依頼書（様式2） 薬の説明書のコピー
③ 宿泊時	宿泊を伴う学校行事において使用する薬	薬の与薬・服薬介助依頼書（様式3） 薬の説明書のコピー
④ 緊急時薬	てんかん発作やアナフィラキシー症状出現時で応急処置としてやむを得ず使用する薬	薬の与薬・服薬介助依頼書（様式4）（様式5）、薬の説明書のコピー 医師の指示書〔様式6・7〕または学校生活管理指導表

3. ご家庭での体調管理について

- (1) 体調不良が続く時（かぜ症状が強い、けいれん発作が続いている、喘息症状が続く、呼吸状態が落ち着かない等）は、症状が改善するまで自宅療養をお願いすることがあります。
- (2) インフルエンザワクチン等の予防接種後、副反応がある場合はご家庭での経過観察のご協力をお願いします。
- (3) 発熱他、感染症が疑われる場合、学校は集団生活であることから「感染症の広がり」を防ぐために、病院受診をお願いすることがあります。
- (4) インフルエンザ・新型コロナ等の感染症に関しては、児童生徒のご家族が罹患した場合にも報告をいただいています。

本校では感染症のひろがりを防ぐため登校を控えていただく期間（潜伏期間の目安として4日間）があります。ご理解とご協力をお願いします。

<児童生徒の家族が罹患した場合>

例1

父親	発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
本人	家族で過ごすよう協力依頼				登校可能

例2

父親	発症0日目					
母親		発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
本人		家族で過ごすよう協力依頼				登校可能

4. 災害共済給付制度の加入について

お子さまが、学校管理下でおきた傷病で病院受診をした場合に、医療費や見舞金が給付される共済制度の事です。本校では全児童生徒、PTA会費から掛け金を支払っています。

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について・同意書」の内容を確認後、提出をお願いします。

<給付の適用範囲>

- ・総医療費が5,000円（自己負担3割の場合、窓口支払いが1,500円）以上が対象。

提出した書類をもとにセンターで審査・決定されます。

申請が認められると病院受診や入院でかかった費用等の自己負担分がもどってきます。

<学校管理下とは>

- ・学校にいる間（始業前、授業中、休憩時間中、放課後等）
- ・課外指導を受けているとき（野外活動、修学旅行等）
- ・通常の経路及び方法による通学中（交通事故は該当しない）等

<災害の範囲>

- ・負傷（骨折、打撲、裂傷、火傷）
- ・障害
- ・疾病（食中毒、熱中症、宿泊時の発熱）
- ・死亡

以上のような災害にあった場合、学校で『災害報告書』を作成し、病院で医師に記入してもらった『医療等の状況』などを添付、提出し、学校がセンターへ申請します。

保護者の方へは必要な書類を揃える際にご協力頂きます。また、治療の経過報告をお願いしています。

学校生活の中でケガをしたら、 **災害給付金**を受け取れます

授業中・部活動中・休憩時間・放課後・登下校中・部活の対外試合などの学校生活の中でケガをして病院を受診された場合、日本スポーツ振興センターから災害給付金を受け取ることができます。対象になるケガをされたときは、担任、部活顧問、または養護教諭にお問い合わせください。



総医療費が5,000円（自己負担3割の場合、窓口支払いが1,500円）以上が対象です。